

ジェンダーと平等

江口聡

2005～2007年ごろ「ジェンダーと社会」という講義で使っていたレジュメ

1 「セックス」と「ジェンダー」

本章では、まず「ジェンダー」という言葉の意味と意義についておさえておこう。人間の男女の間には、性による違い、すなわち性差がある。現在、(特に社会学の分野では)一般に「セックス」は自然的・生物学的な性差を指し、「ジェンダー」は「社会的・文化的な性差」を指すとされる。しかし、なぜこのように言葉を使いわけの必要があるのだろうか。生物学的な性差と、文化的な性差はどのような関係にあるのだろうか。なぜわざわざ「ジェンダー」と呼ばねばならないのだろうか。これを知るためには、女性の自由と男女間の平等を求める社会的・政治的な思想や活動の歴史を知っておく必要がある。

2 第一波フェミニズム：女性参政権運動

2.1 欧米での女性運動

欧米では、19世紀なかばに近代的な「人権」意識にもとづいて、女性の参政権や財産権、教育の機会などを求める女性運動が発生した。これらの運動は現在第一波フェミニズムと呼ばれる。

フランスでは、フランス革命勃発の後、フランス人権宣言(人および市民の権利宣言)(1789)(p.??参照)によって近代的「人権」が宣言される。宣言第一条では、すべての人が自由で権利において平等であること、第二条では政治的結合(国家や政府)の目的がひとの不可侵の権利の保全にあること、第三条ではすべての市民に法律の制定に参加する権利を認めた。しかしここで言われている政治形態に関する憲法審議のなかでは、選挙権をもつ者は能動市民(一定額の税金を納めている男子)に限られ、女性には選挙権も被選挙権も与えられていなかった。その他、ユダヤ人、有色の自由人、植民地の奴隷、奴婢等にも権利は認められなかった。1848年まで次第に権利を持つ者の範囲は拡大されたが、1848年にいたっても女性の権利は制限されていた。

米国では第一波の女性解放運動は奴隷制反対運動と強い結びつきがあった。1838年ニューヨーク州セネカフォールズでの女性権利大会の『女性の所信宣言』^{*1}や、1856年オハイオ大会でのソジャーナ・トルースの演説(p.??参照)が有名である。1865年、憲法修正第13条によって、奴隷制が廃止された。さらに憲法修正第14条で21歳以上の男性に投票権を認め、憲法修正第15条で人種、肌の色、以前の奴隷の身分等による差別を禁止した。しかし女性の投票権はいまだ認められなかった。1869年、全国婦人参政権協会(National Women's Suffrage Association, NWSA)や米国婦人参政権協会(American Women's Suffrage Association, AWSA)が結成された。男子普通選挙は1870年に施行されたが、男女ともに選挙権を持つ一般普通選挙は1920年になって

*1 p.??参照

から施行された。

一方英国では、女性運動は娼婦運動（売春禁止運動）と結びつきが強かった。1864年、性病の軍隊での性病の蔓延を防ぐための伝染病法（CD法）制定された。ジョセフィン・パトラーが売春婦のみを取り締り、買春者を取り締らないことは性道徳の二重基準（ダブルスタンダード）であるとして伝染病法廃止を訴えた。同時に参政権運動も盛りあがりを見せ、1866年、J. S. ミルが婦人参政権を求める請願書を議会に提出したが、翌年の議会で否決された。英国で実際に男子普通選挙が行なわれるようになったのは1918年であり、一般普通選挙は1928年になってからであった。

2.2 国内の女性運動

それでは、日本国内では事情はどうだったろうか。

諸外国と同じように、国内でも女性運動は参政権運動の一部としてはじまった。明治民法のもとでは「家」制度が基本的だった。戸主（家長）が家族を統率し、戸主権と家産は長男子が継承する。また夫は夫婦の財産を管理し、子に対する親権をもつ。妻は無能力者とみなされ、妻には家督相続権がない。さらに妻には貞操義務があるが夫にはない、と男女は大きく不平等に扱われていた。

明治憲法（1889）で選挙権が与えられるのは、一定額を納税した男子だった。女性の政治活動は治安警察法第5条によって禁止された。1886年、キリスト教系の矯風会が社会風俗の改善を求め、未成年の禁煙、禁酒法の制定、売春の禁止（娼婦）などを求めた。

1911年、女性運動団体の青鞞社が結成される。1914年、機関誌『青鞞』で、貞操論争^{*2} 墮胎論争^{*3}、娼婦論争^{*4}、母性保護論争^{*5} など諸々の活発な論争が行なわれる^{*6}。

1919年、新婦人協会が結成される。治安警察法の改正運動。1922年改正。妻の財産権、刑法の姦通罪削除、男女の機会均等などの要求。1924年婦人参政権獲得既成同盟会結成され、1925年、男子普通選挙が施行される（実施は1928年）。

戦後の新憲法と民法改正によって家制度は廃止され、公民権、参政権、教育の機会、法制上の妻の地位の平等が実現した。

2.3 女性の政治参加への反対論と性差

このように各国において、女性の政治参加には強い抵抗があった。ここでその反対論の主なものを列挙してみよう。

- 男性の方がより有能である。「夫と妻とは、ただひとつの共通の関心をもっているとはいえ、その理解

^{*2} 生田花世が貧困から貞操を破ったことを告白。原田皐月は食べることより貞操を重んじるべきだと反論。平塚らいてうは男女の性道徳の歳を批判し、女だけに貞操を要求する道徳を否定。伊藤野枝は貞操観からの解放を提唱。

^{*3} 原田皐月が、「受胎したと云ふだけでは生命も人格も感じ得ません」として墮胎を肯定。伊藤野枝が母親の都合のために「いのち」を殺すことは自然を侮辱し「生命」を軽視した行為だと批判。平塚らいてうがさまざまな理由から墮胎もやむをえない場合があることを肯定。

^{*4} 伊藤野枝が中上流の婦人団体の事業や活動の欺瞞を指摘し、特に矯風会の公娼廃止運動も批判。青山菊栄が野枝を批判し、公娼の悲惨な生活を指摘して公娼廃止が必要であることを主張。

^{*5} 与謝野晶子が、妊娠出産期の女性が国家から経済的な保護を受けることを要求することは、国家への寄食であり依頼主義であるとして批判。それに対して、平塚らいてうが母性保護を国家に求めるのは当然であると反論。山川菊栄が、この両者の立場は相反するものではなく、女性に二者択一を強いる経済関係そのものを改変しなければならないと主張。

^{*6} 新・フェミニズム批評の会（1998）を参照

力も違うので、時にはまた違った意志をもつのもやむをえまい。ところで最後の決定権すなわち支配権というものはどこかに置かれていなければならないので、自然それは、より有能で、より強い、男の方の手に置かれるのである。」(ジョン・ロック (1632-1704) 『市民政府論』、岩波文庫, pp.84-85)

- 女性は男性を助ける役目を果すことが自然である。「女性の教育はすべて男性に関連させて考えられなければならない。男性の気に入りに、役に立ち、男性から愛され、尊敬され、男性が幼いときは育て、大きくなれば世話をやき、助言を与え、なぐさめ、生活を楽しく快いものにして、こうすることがあらゆる時代における女性の義務であり、女性の子どものときから教えられなければならないことだ」「男性は外、女性は内、これこそ自然の法則である」(ルソー (1712-1778) 『エミール』下巻、岩波文庫 p. 21)
- 女性の本質は子どもを養育することにある。「女性の固有の特性は、子どもを教育することである。このようなことが家事に続く女性の任務であり、女性は生来的に徳を愛するように運命づけられているのである。(フランス保安委員のアマールの演説)(奥田他 (2003)p. 73)
- 女性は家事に向いている。「公務に従事できる市民は非常にわずかな数でしかないということは確かである・・・女性から家事を取りあげるとは、農民から鋤を、職人から仕事場を取りあげられないことと同様に、できないことである」(コンドルセ、奥田他 (2003), p.81)
- 「女性には男性ほどの正義の感覚が見られない。」「好意や敵意の感情によって判断が左右されやすい。」(精神医学者 シーグムント・フロイト)
- 女性には政治に必要なとされる精神的・肉体的能力がない。
- 女性の貞潔さや羞恥心が政治参加に向かない。
- 女性は興奮しやすく錯乱・無秩序になりやすい。
- 女性は家族の世話という仕事を捨てて政治に口を出すために家庭を出るべきではない。

このように男女の性差が社会的な通念とされ、女性の政治参加の障害となると考えられたのである。

2.4 J. S. ミルの『女性の解放』

上のような女性の社会参加・政治参加に否定的な雰囲気の中で、男女の平等を擁護する議論も多く提出された。フランス革命期に活躍したオランブ・ドゥ・グージュ (Olympe de Gouges, 1748-93) の『女性の権利宣言』(1791) やメアリ・ウルストンクラフト (Mary Wollstonecraft, 1759-97) の『女性の権利の擁護』(1791) などが有名であるが、最も洗練されており重要なものがイギリスの哲学者であり『自由論』の著者である J. S. ミルの『女性の解放 (Subjection of Women)』(Mill, 1869) である。この著作は国内でも早くから翻訳され、女性運動に大きな影響を与えた。その議論は現在では当然視されることが多いものだが、基本的な知識としておさえておきたい。

- 女性の男性に対する法的隷属は誤りである。女性に平等な地位を認めることに対する反対は、議論の結果ではなく、実は感情に根ざしている。女性の法的な従属は、それが人類にとって最良であるという理由によるものではなく、男性が強さにおいてまさっているという肉体的事実が法律上の権利に変えられ、社会によって認められているにすぎない。女性がみずから進んで自分たちの無能力な状態を受けいられているという議論がある。しかし女らしくない望みは押えるようにという教育がなかったら、もっと多くの女性が抗議をするだろう。集団的に反抗することを女性が好まない理由のもう一つは、男性をひきつけるような人となることが女性の教育の最終目標になっているからである。
- ひととは各々自分をもっとも好ましいと思う運命を試す自由を持つべきである。自由競争が行なわれ

ば、不適当なものは自然に排除される。法律上男女が平等であることは、家庭において道徳的情操を訓練するための方策としても有用である。政治生活や高報酬の仕事から女性をしめだすのは、家庭生活における女性の隷属を永久化するためである。ひとが各々そのもっとも好ましいと判断する運命を試す自由を持つことが近代社会の特色である。誰もたまたま自分の生まれついた運命に鎖で縛られている必要はない。したがって、女に生まれたからといって、その人が社会的な地位や職業につくことを禁じてはならない。もしその地位につくのに適切な女性を社会から排除すれば、それは実質的な損失となる。

- 男性は支配し、女性は服従するのが天性であるという議論は無益である。両性の性質は現在の不自然な関係のなかで観察することしかできないからである。そのうえわれわれはどのような（社会や環境の）影響が人間の性格を形成するかについて無知である。
- 男性は女性がどのような意見を持っているかを十分に知らないのだから、女性自身が語るべきことを語る自由を持たなければならない。
- 女性の本性に自由な活動を許しても、女性がその本性に反して行動するというにはならない。自由競争の結果、女性は自分がもっとも必要とされ、最も適当である職務に従うようになるだろう。
- 女性を解放することにはさらに多くの社会的および個人的な利益がある。
 1. 男性が根拠のない優越感を持ち尊大になることを防ぎ、
 2. 社会への奉仕に用いられる精神的活動を倍増させ、
 3. 男性とは違った視点からの意見の影響を増加させ、
 4. 各人の幸福の最も重要な要素としての自由を実現する、などである。

このようなミルの立場は、男女の性役割を認めたとしても、社会的効用および個人の幸福の観点からして女性に社会参加の自由を認める方がより好ましい結果をもたらす、という徹底して功利主義的でリベラルな立場である。そしてこの立場が、以降の女性解放の基本的な理論的支柱となった。

3 第二波フェミニズム

3.1 大戦後

第二次大戦後、日本を含め先進国では女性の参政権や法の前での男女平等は原則として実現された。しかしそれでも女性に対する実質的な差別の問題はなくならなかったと考える人びとがいた。

よく読まれたのが、シモーヌ・ド・ボーボワール *Simone de Beauvoir* (1908-1986) の『第二の性』(1949)である。「ひとは女に生まれぬ。女になるのだ。」「社会において人間の雌がとっている形態を定めているのは、生理的宿命、心理的宿命、経済的宿命のどれでもない、そうではなく、「文明全体」が「女」をつくりあげるのだ」と宣言し、自分自身や他の多くの女性の生の経験を詳細に検討した。女としての子ども時代からの成長、恋愛、性交渉、避妊、性病、妊娠、中絶、結婚、婚外交渉、売春など、それまで十分には議論されていなかった女性としてかかえる問題が赤裸裸に議論された。そして、男性中心的思想や理論では理解することも解決することもできない「女の問題」が多数存在していることを指摘した。

ベティー・フリーダン *Betty Friedan* の (1921-) 『女らしさの神話 *Feminine Mystique*』(1963) (邦訳『新しい女性の創造』) は、戦後の豊かな米国中流階級の既婚女性を襲った満たされない心理状態を「名前のない問題」と名づけ分析した。女性が経済的に豊かになっても幸福を感じることができず、抑鬱状態にあるのはなぜだろうか、とフリーダンは問う。

私は何がこんなに不満なんだろうと自分に問いかけます。私は健康だし、素晴らしい子どもがいて、きれいな新築の家もあり、お金も十分持っている・・・とにかく、小さいころから、ずっと、誰か、それとも何かが、私の人生の面倒を見てくれていたような感じがします。　まず両親でしょう、それから大学に行って、恋愛をして、子どもができて、新しい家に引っ越すというふうに。そんな具合にいつも決まった目標があった。それである朝目が醒めてみると、これから先何を楽しみにすればいいのかわからなくなっていたのです。

「名前のない問題」の原因は、女性の社会的自己実現欲求が阻害されていることにある。フリーダンは1966年全米女性機構(National Organization of Women, NOW)を結成し、リベラルな立場から女性差別の撤廃と女性の社会参画を目指した。彼女たちは、ミルに代表されるようなリベラリズムの立場をつらぬき、公的な領域への女性の社会進出をめざした。一方で家事や育児、性愛などの私的領域は基本的には個人の責任で解決すべき問題であるとした。

一方、19世紀後半からの自然科学の発展にともない、知性やその他の心理的特徴の生物学的・統計的分析が行なわれるようになった。男女の性差の科学的な研究がはじめられた。女性の知性の研究。骨相学や神経解剖学。女性と男性の脳には違いがある。女性は男性に比べて小さな脳を持ち、脳の大きさは知性のある程度反映していると考えられた。

文化人類学の分野では、マーガレット・ミード(Margaret Mead)(1901-1978)が強い影響力を持っていた。ミードは南太平洋サモアのフィールドワークから、男性性や女性性が文化は社会によって多様であり、それぞれの社会はその社会特有のジェンダー秩序によって構造化されていると主張した(ミード, 1961)。たとえばサモアの人びとは西欧社会とは比べものにならないほど性的に自由であり、おだやかで対人関係での衝突が少なく、また西欧社会で思春期の青少年少女たちが経験するような心理的葛藤を持たない。西欧社会の強い性規範は普遍的なものではなく、文化によって形づくられているにすぎない。ここから、文化決定論、文化相対主義と呼ばれる立場が有力になる。

性医学者ジョン・マネーや精神科医ロバート・ストーラー(ストーラー, 1973)は、性転換者、衣裳倒錯者、生物学的に性に異常のある患者などを研究し、生物学的性別と社会的・文化的な性別は必ずしも一致しないと主張し、人間のジェンダー自認(gender identity)は生物学的要因ではなく、親の養育態度など心理学的要因によるものであるとした。ジェンダーはもともと西洋語の文法上の性の分類を示す用語である。たとえばドイツ語では太陽'die Sonne'は女性名詞であり、月'der Mond'は男性名詞である。いっぽう、フランス語で'le soleil'は男性名詞であり、月'la lune'は女性名詞である。このような名詞のジェンダー区分はしばしば言語的に恣意的・偶然的であり、それ以上の根拠を持たないことから、男女の性差に関しても生物学的な基盤を持たないものを「ジェンダー」と呼ぶようになったのである。そしてこのような「性差は養育の結果である」という観点は、女性解放運動に大きな影響を与えることになる。

3.2 意識向上運動

アメリカ公民権運動、あるいはフリーダンの著書や活動をきっかけにして、60年代末から、法や制度における男女平等だけでは女性の解放には十分ではなく、女性自身の意識改革が必要であるという自覚が生まれた。女性は、自分たちが内面化してしまっている「女らしさ」「男らしさ」などの規範意識や行動から逃れる必要があると考えられた。女性だけのグループを形成し、問題と直面した。このような運動は意識向上運動(Consciousness Raising, CR)と呼ばれた。法や制度など公的な場での男女の不平等だけでなく、それまでは個

人的 private な領域とされてきた家族や恋愛関係、性欲や性行動などが議論の題材として問題として扱われ、それまで個人的なものであるとされていた女性の種々の抑圧や差別の体験は、実は女性が共通してもつ社会的体験であることが「発見」された。「個人的なことは政治的である *The personal is the political.*」という有名な宣言が第二波フェミニズムのモットーとなった。

これらのグループは、それまでのリベラルな女性平等運動に比して、女性差別を根本から認識しつづがえそうとしてみずから「ラディカルフェミニズム」を名乗った。

3.3 男女関係の政治学

ラディカルフェミニズムの中心人物の一人が、『性の政治学 (Sexual Politics)』(1971) (Millett, 1970) を著したケイト・ミレットである。ミレットによれば、ある人間のグループが他の人間のグループに支配される仕組が政治である。そして、家父長制(父権制、*patriarchy*)とは、年長の男性が年少者を支配するに加えて、男性が女性を支配しているという年齢と性別による二重の制度である。家父長制はあらゆる政治的、社会的経済的形態にいきわたっており、恋愛関係や性関係なども例外ではない。

生得の権利によって統治する集団は、急速に消滅しつつあるが、にもかかわらず生まれによる一つの集団を、別の生まれによる集団が支配するという、古くからある普遍的図式が一つ残っている。性の分野にはびこっている図式がそれである。

・・・われわれの社会秩序の中で、ほとんど検討されることもなく、いや気づかれることさえなく(にもかかわらず制度化されて)まかりとおっているのが、生得権による優位であり、これによって男が女を支配しているのだ。この体制を通じて、「内部植民地化」がひどく巧みなかたちで成しとげられてきた。・・・性による支配はわれわれの文化のおそらくもっともいきたったイデオロギーとして通用し、またわれわれの文化のもっとも基本的な権力概念を与えている。

これというのも、われわれの社会が、他のあらゆる歴史上の文明と同じく、父権制だからである。軍隊、産業、テクノロジー、大学、科学、行政官庁、経済 要するに、社会の中のあらゆる権力の通路は・・・すべて男性の手中にあることを思い起こせば、この事実はただちに明らかになる。(pp. 71-2)

このような「性の政治」は文化のあらゆる側面に染みわたっている。

男は攻撃的で知的で強く、女は受動的で感情的で無能で従順であるというステレオタイプの視点が存在する。自然科学はそのようなステレオタイプの視点を生得的なものとして正当化しようとする。しかし実際には「男らしさ」「女らしさ」は社会化の結果でしかない。

家父長制は女性を「妻」と「売春婦」、美醜、年齢といったさまざまな階級に分け、互いに敵対させる。また、男性は女性を経済的に支配している。

さらに家父長社会では、性と暴力が密接に結びつけられている。

われわれは父権制と暴力とを結びつけて考えることには慣れていない。父権制は、暴力を使う必要はほとんどないほどに、その社会化の体制は完璧であり、その価値観にたいする一般の同意ぶりは徹底しており、人間社会に永年にわたって、あまねくいきたってきたのだ。ふつうわれわれは過去の父権制の蛮行を、異国のあるいは「原始的な」習慣と考える。現在の蛮行は病理学的、ないしは例外的な行動に限られた、一般的重要性をもたない個人的逸脱的行為とみなされる。しかし、ほかの全体主義的イデオロギーと同様に(人種差別主義や植民地主義はこの点でいくらか父権制と類似している)、父権制社会

における統制は、緊急事態にも、恒常的な威嚇の道具としても、暴力支配によらずしては完徹しないだろうし、操作不能にすら陥るだろう。

このような暴力には、強姦、ポルノグラフィー、インドでの妻の殉死、旧中国の纏足、中絶の禁止がもたらす非合法の中絶、イスラムでの女性のベール、アフリカ諸国での性器切除 (FGM)、人身売買、本人の意志によらない結婚、畜妾、売春などが含まれる。

宗教においても女性は常に劣位に置かれる。また処女性がさまざまな儀礼と禁令によって重んじられている。

もう一人大きな影響力を持ったのが『性の弁証法』(1971) (Firestone, 1970) を著したシュラミス・ファイアストーンである。彼女は一見望ましいとされるロマンチックな恋愛関係のなかにも男女の政治があることを指摘した。女性抑圧の根源は性の階級制度にある。男性は女性を恋愛と生殖を基盤として支配している。ファイアストーンは、「女と愛は、社会を支えている土台であり、このふたつを調べてみれば、文化の構造そのものを脅かすことになる」男性文化とは、見返りを求めない女の愛情の力に寄生したものであったし、いまでもそうである。」という。

彼女によれば、男性優位の起源は、生物学的家族という生殖の基本単位にある。妊娠出産能力を持つ女性は生物学的家族に拘束され、社会は男女という不平等な生物学的階級に分断されている。一方、女性はセックスを武器に男性から感情的な安定や経済的な階級保障を引きだしている。

このような場で、「ロマンス」は「性による女性差別を強化する文化装置」として働いている。現在の社会では、女性は男性にとってただセックスの対象であり、女性は自分のことをエロティックな存在であると自認するほどになっている。その際、女性のセックスは規格品化されてしまっている。つまり女性は常に性的なものと考えられており、肉体的な属性によって自分の価値をはかるように強制されている。「女性の性の規格品化は、女性が、全体としての階級制に目隠しをされる過程であり、そのことは、男性の目には、女性は個性をもった個人としては見えないようになることを意味している」と言う。たとえば男性の「俺はブロンドが好きだ」という発言によってブロンドの女性は侮辱されたと感じる。それは自分を「他の女とは違ったものにして肉体的な属性によって自分の価値をはかるようになっていくからである。」

そしてファイアストーンは、このような性による階級支配を解体するには、(1) 妊娠・出産・育児といった生物学的な専制からの女性の解放、(2) すべての人の経済的独立、(3) 女性と子どものより広い社会との結合、(4) 性の自由が必要であるとした。具体的には現在の閉鎖的な結婚家族制度を解体し、生活形態、性的志向などを自由に組み合わせたライフスタイルを選べるような社会が望ましいとした。

3.4 性暴力

第二波のフェミニズムは、理論的な側面だけでなく、社会に浸透しているが隠されてしまっている性暴力に注目した。

スーザン・ブラウンミラーの『われわれの意思に反して』(邦訳『レイプ・踏みにじられた意思』) (Brownmiller, 1975) やスーザン・エストリッチの『リアル・レイプ』(Estrich, 1987) は、「強姦とは無分別で抑えがたい欲望から生じる犯罪ではなく、征服欲にかられた者が相手を貶め、自分の物にするために行う敵対的で暴力的な行為である」として、性暴力が行なわれる現実の場を暴露した。ブラウンミラーは、強姦とは単に性欲に駆りたてられた男性が犯してしまう犯罪というだけでなく、「強姦とは、すべての男がすべての女を恐怖状態にとどめておくことによって成立する、意識的な威嚇のプロセスに他ならない。(Brownmiller, 1975, 邦訳 p.6)」と

いう。デートレイプ、ドメスティックバイオレンスなどそれまでは強姦と認められていなかった性暴力が暴露されることになった。

キャサリン・マッキノン (MacKinnon, 1979) は、セクシャルハラスメントを女性に対する差別であるとして批判し、法的な運動を起こした。マッキノンはまた、ポルノグラフィーをも批判する (MacKinnon, 1993)。「ポルノは理論、強姦は実践」であって、ポルノグラフィーは女性の従属と搾取を構造的に制度化し、強姦その他の性暴力を促す。

買春に代表される性の商品化は一夫一婦制と裏表の関係にあることが確認され、(1) 女性の性を断片化し、「モノ」化する、(2) 男性と女性の非対称性によって権力関係を強化し、(3) 商品化に値する性とそうでない性との女性の性を振りわけるとして強く非難された^{*7}。

このようにして、社会におけるさまざまな隠された性差別や性暴力の存在が、フェミニズムの批判的な眼差しのもとで次々と暴露され、問題化されていった。この分析の上で役に立ったのが、先に挙げた私的な関係での政治力学であり、また単なる生物学的な性差としてのセックスと、社会的に押しつけられたものとしてのジェンダーの区別だったのである。

4 分散と反発

4.1 フェミニズムの分散

しかし 70 年代からフェミニズムは急速に分散し多様化していった。ここでは詳しく見ることはできないが、リベラル対ラディカルというフェミニズム内部での対立に加え、マルクス主義フェミニズム、精神分析派フェミニズム、ポストモダンフェミニズム、エコロジカルフェミニズム、ブラックフェミニズム、母性主義フェミニズム、カルチュラルフェミニズムとさまざまな「冠つき」フェミニズムが主張されるようになった。

なかでも、1984 年に出版されたキャロル・ギリガンの『もうひとつの声 *In a Different Voice*』(Gilligan, 1982) は大きな話題を読んだ。これは、道徳的思考の発達において女性と男性の間には大きな違いがあり、女性は、具体的な人間関係やケア (配慮) を重視して道徳的思考を行ない、男性の抽象的で、正義や権利を中心にした思考とは対照的であるとするものだった。

4.2 進化論、社会生物学、遺伝学

80 年代後半から、生物学者たちが進化論や遺伝学、動物行動学の成果を踏まえて人間の「本性」について新しい見解を打ち出すようになった。われわれの性差はどの程度生物学・遺伝的要因に由来するのか、どの程度が文化に左右されているのか?

先のキャロル・ギリガンに触発された心理学的・社会学的研究、エドワード・O・ウィルソンらの 1980 年代から進化論を背景とした社会生物学が注目を浴びている。

また、先に挙げたマーガレット・ミードの研究は問題が多いことが指摘された。ミードはサモア島の恋愛と性愛はヨーロッパの基準に比して自由であり、また少年少女は思春期にヨーロッパの少年たちが体験する葛藤を経験しないと報告したが、これらは意図的に誤った情報を伝えられた結果であって、実際にはサモアでも強い性規範と思春期の葛藤が存在することが、デレク・フリーマン (Freeman, 1983) らによって確認された。

またストーラーの研究に反して、「文化的」であると思われていた性差はやはり生物学的な基盤を持つと主

^{*7} ただし一方で、売春をセックスワークとして合法化するべきであるとするフェミニストも現われた。

張されるようになってきている。たとえば哲学者スティーブン・ピンカーはすでに確証された事実として以下のようなものを挙げる (Pinker, 2002)。

- すべての文化で、男性は女性より攻撃的で犯罪傾向がある。
- 多くの性差は類人猿共通である。
- 社会的条件づけが認められないような年齢の小児にも性差が認められる。また、女性として育てられた性器異常の男性の多くは、自分を男性と考える。したがって性自認は社会的条件づけの結果であるという説は疑わしい。
- ミトコンドリアと細胞核の DNA 比較調査から、ミトコンドリアの遺伝子の方が核より多様であることが発見された。男性の方が女性より繁殖成功率の幅が広い、つまり、残した子どもの数に個体間で大きな差があったことがうかがわれる。これは、男性の方がより乱交的行動傾向を持つことを意味するかもしれない。
- 性ホルモンのレベルの違いに応じて攻撃性に変化があることが示されている。また、男女の脳には構造的な違いが存在する。女性は生理周期によって心的活動に影響を受ける。女性ホルモンが低濃度の時期は一般に男性の方が得意であるとされる分野 (空間図形の回転など) のテストで好成績をおさめる。

このような最近の研究は、先天的・生物学的な性差と社会的構築物であるジェンダーという単純な区分に対する疑いをひきおこしている。もっとも極端な社会生物学者のなかには、女性の社会進出を阻んでいるのは社会制度ではなく、むしろ女性自身が社会進出や昇進を望んでいないからであり問題はないとさえ主張する人びともいる。(Browne, 1998)

4.3 差異と平等、事実と価値、個人と集団

ここまで、19 世紀から 20 世紀にかけての女性解放運動を駆足で見してきた。

さて、最初の問いに戻ろう。「セックス」に加え、「ジェンダー」概念が必要とされたのはどうしてだろうか。上で見たような第二波フェミニズムが家父長制 女性を抑圧する男性支配の権力制度 を批判する動きのなかで、女性に対する抑圧を分析する手段として自然的・生物学的な性差であるセックスに加えて、たんに歴史的・偶然的に女性たちに押しつけられた性差としてのジェンダーが概念が必要とされたわけである。「ジェンダー」は女性に対する抑圧を分析する道具であった。

公的な場への女性の進出を求める古典的なりべらるな立場と、私的な局面こそ女性抑圧の場であるとするラディカルな立場、そしてその後のフェミニズムの分散とフェミニズムへの反発は、男女の差と男女の平等をめぐる争いであると言えることができる。自由か平等か、平等か差異か、性差はどの程度文化の影響を受けているのか、ということについては現在も議論が進行中である。

最後に二つの点について注意をうながしておかねばならない。

第一に、性差は集団としての平均的な差であり、個人の差ではないことである。生物学的な男女を比較すれば、平均した場合男性の方が身長が高いが、だからといってすべての男性が女性より背が高いわけではない。

第二に、より重要な点として、単なる事実に関する知識だけから、価値や規範を主張することはできない。‘人間は病気になる’という事実から、「病気になってもよい」という価値に関する主張を導くことはできない。「セックス」の意味でも「ジェンダー」の意味でも、「性差」は事実に関する事柄であり、「平等」は実は「人々はその人に応じて平等に扱われるべきだ」という価値や規範にかかわる事柄である。

もちろん、集団としての男女の間にどのような差があるかという事実に関する問題は、よりよい社会を構想

する上で非常に重要だが、それは性差の事実に関する知識から直接に導かれるわけではない。よりよい社会とはどのような社会であるかという価値にかかわる判断が必要なのである。

参考文献

- Browne, Kingsley (1998) *Divided Labours: An Evolutionary View of Women at Work*, Weidenfeld & Nicolson. (キングズレー・ブラウン, 『女より男の給料が高いわけ』, 竹内久美子訳, 新潮社, 2003) .
- Brownmiller, Susan (1975) *Against Our Will: Men, Women and Rape*, Fawcett Books, reprint edition. Reprinted 1993 (スーザン・ブラウンミラー, 『レイプ・踏みにじられた意思』, 幾島幸子訳, 勁草書房, 2000) .
- Estrich, Susan (1987) *Real Rape: How the Legal System Victimized Women Who Say No*, Harvard University Press, reprint edition. (スーザン・エストリッチ, 『リアル・レイプ』, 中岡典子訳, JICC 出版, 1990) .
- Firestone, Shulamith (1970) *The Dialectic of Sex*, The Women's Press. (シュラミス・ファイアストーン, 『性の弁証法: 女性解放革命の場合』, 林弘子訳, 評論社, 1972) .
- Freeman, Derek (1983) *Margaret Mead and Samoa: The Making and Unmaking of an Anthropological Myth*, Harvard University Press. (デレク・フリーマン, 『マーガレット・ミードとサモア』, 木村洋二訳, みすず書房, 1995) .
- Gilligan, Carol (1982) *In a Different Voice: Psychological Theory and Women's Development*, Harvard University Press. (キャロル・ギリガン, 『もうひとつの声: 男女の道徳観のちがいと女性のアイデンティティ』, 生田久美子・並木美智子訳, 川島書店, 1986) .
- MacKinnon, Catharine A. (1979) *Sexual Harassment of Working Women: A Case of Sex Discrimination*, Yale University Press. (キャサリン・A・マッキノン, 『セクシャル・ハラスメント・オブ・ワーキング・ウイメン』, 村山淳彦・志田昇訳, こうち書房, 1999) .
- (1993) *Only Words*, Harvard University Press. (キャサリン・マッキノン, 『ポルノグラフィ: 「平等権」と「表現の自由」の間で』, 柿木和代訳, 明石書店, 1995) .
- ミード, M. (1961) 『男性と女性』, 創元新社・田中寿美子・加藤秀俊訳 .
- Mill, J. S. (1869) *Subjection of Women*, London. (J. S. ミル, 『女性の解放』, 大内兵衛, 大内節子訳, 岩波文庫, 1957) .
- Millett, Kate (1970) *Sexual Politics: A Surprising Examination of Society's Most Arbitrary Folly*, Doubleday. (ケイト・ミレット, 『性の政治学』, ドメス出版, 1985) .
- Pinker, Steven (2002) *The Blank Slate*, Penguin Books. (スティーブン・ピンカー, 『人間の本性を考える: 心は「空白の石板」か』, 山下篤子訳, NHK 出版, 2004) .
- ストーラー, R. (1973) 『性と性別』, 岩崎学術出版社・桑畑勇吉訳 .
- 奥田暁子・秋山洋子・支倉寿子 (編) (2003) 『概説フェミニズム思想史』, ミネルヴァ書房 .
- 新・フェミニズム批評の会 (編) (1998) 『『青鞥』を読む』, 学藝書林 .